

< 八幡湿原自然再生事業実施計画の概要 >

1. 実施者及び協議会の名称

広島県、八幡湿原自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生事業の対象となる区域

広島県 山県郡 北広島町 東八幡原の
県有地 約 17.56ha

(2) 自然再生事業の内容

コンクリート三面張り水路の撤去
コンクリート三面張り水路を撤去する。河床を埋め戻し、地下水の流出を抑制することにより、対象区域内の地下水位を上昇させる。

自然形態の河川の整備

水路整備以前の流路を参考に適宜蛇行させ、多様な水環境を創出する。洪水等により崩壊する恐れがある箇所は護岸や河床を設置する。

河川の堰上げ

堰を数ヶ所に設置し、水位を上げ冠水部分を作り出すとともに、河床勾配を緩和する。また、取水及び防災対策も目的とする。

導水路の整備

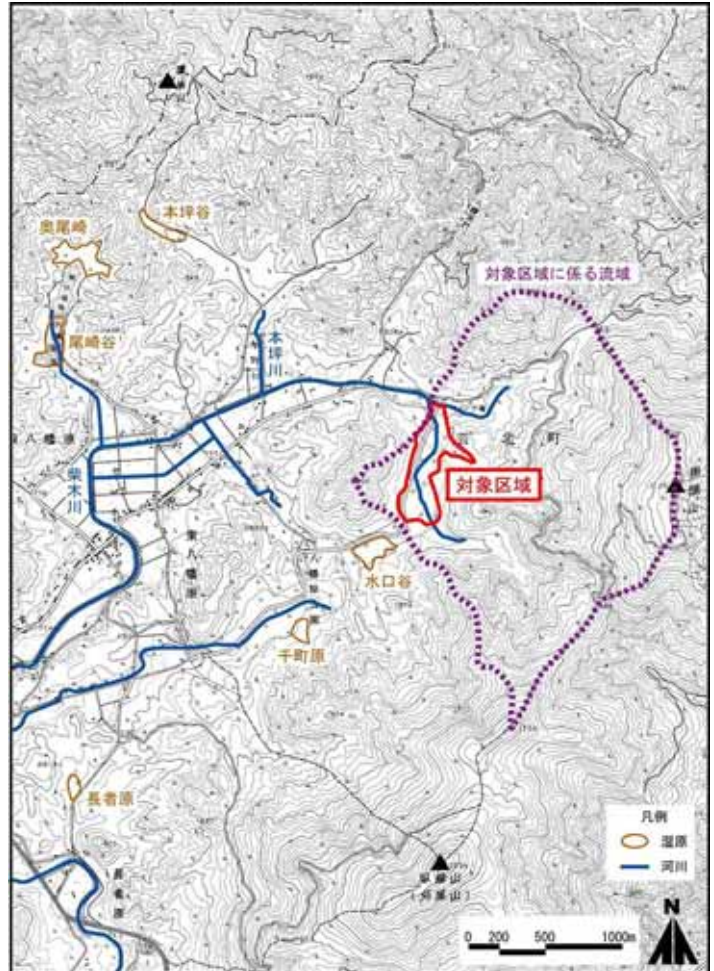
対象区域の湿潤化を図るため、堰上げ部分から水を誘導する導水路を設ける。

町道周辺水路の再整備

町道に沿った水路や横断溝を動物が移動可能な構造に再整備する。

立木の伐採

侵入している樹木や外来種の除去を行う。



対象区域及びその流域

3. 自然環境の保全上の意義及び効果等

(1) 事業対象区域の周辺地域の自然環境との関係

事業対象区域を含む周辺地域は、湿原が多数分布し、ヌマガヤ - マアザミ群集に代表される中間湿原である。これらの湿原の中で事業対象区域の湿原は最上流に位置し、背後の流域（集水域）が広いという特徴がある。

(2) 自然環境の保全上の意義及び効果

事業実施により、多様な水環境の創出、水環境と森林・湿原・草地がまとまった動植物の新たな生育・生息環境の創出が期待される。

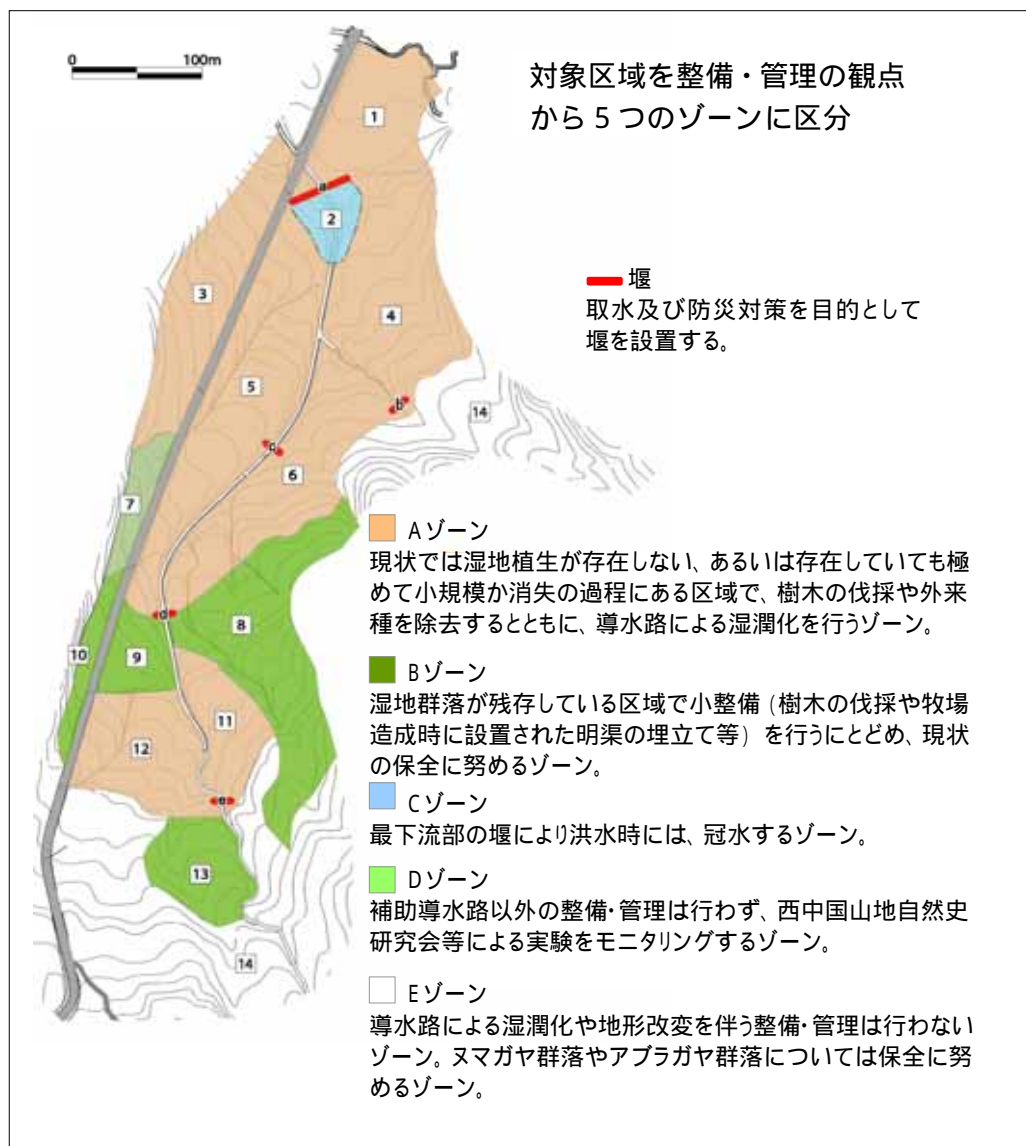
4. その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

(1) モニタリングによる検証

湿地の再生状況を検証するため、水文調査（水位観測、流量観測）、生物調査（水生生物調査、両生類調査、鳥類調査）を協議会（専門家）及び関係機関等により継続して実施し、調査結果を解析することにより、整備方法や維持修繕方法を検討する。

(2) 順応的管理手法の適用

事業実施期間中は、水位や植生の変化についてモニタリング調査を行い、整備手法の効果と影響を検証しながら段階的に整備していくことを検討している。事業実施後も、継続してモニタリングを実施し、維持管理方法や改修方法を検討していく。



対象区域のゾーニング